

陳情文書表

令和5年第3回神奈川県議会定例会

令和5年9月25日

陳情番号	12	付議年月日	5.9.21
件名	神奈川県森林整備に関する補助制度のダブルスタンダード解消と、「県協力協約推進事業実施要綱」改定を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	足柄上郡山北町山北580-1 坂巻陽平 外6人		
1 陳情の要旨			
<p>神奈川県北西部には、横浜市や川崎市などの都市部に水道水を供給する「水源地」とされる森林が広がる。林業従事者がこの地域で森林整備を行う際に活用する県の補助制度の一つに「水源の森林づくり事業」（協力協約推進事業）がある。この制度を活用するとき、県と市町村の間で交わされる事務手続きを待つ必要があり、事業者が工期短縮を迫られる状況が続いている。</p> <p>もう一つの補助制度である「造林補助事業」（以下、造林補助）の場合は、行政手続きを待つ時間が少なく、工期に余裕を持って森林整備に取り組むことができる。この点、「造林補助」と「協力協約推進事業」（以下、協力協約）の間でダブルスタンダードの状況が生じている。</p> <p>また、「造林補助」は「協力協約」よりも補助率が低いため、林業従事者の所得向上には「協力協約」の手厚い補助が欠かせない。だが、「協力協約」は工期が短いため、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々に負担を強いる制度設計になっている。これらの弊害を解消するには、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定が必要であると考え、表題の通り陳情する。</p>			
2 陳情の理由			
<p>少子高齢化、人口減少が止まらない山間地域では近年、間伐遅れの人工林の整備をして副収入を得ようとする人々の姿がある。メディアではいわゆる「自伐型林業」として紹介されるなどし、移住者やUターン者らさまざまな背景を持つ人が山と向き合っている。</p> <p>神奈川県西部でもこのような動きがあり、高齢化が進む中山間地域で若者らが生業（なりわい）づくりを模索している。</p> <p>一例として、山北町の共和地域の取り組みを紹介する。共和地域は高齢化率50%を超える限界集落だが、地域住民は「山がカネになる姿をつくろう」と、「財産区」という制度を活用しながら山づくりに取り組んでいる。近年では、このような活動を知った町外からの移住者が現れるようになった。</p> <p>30代を中心にした移住者メンバーらは、令和5年度から共和地域内の人工林で森林整備を進める計画を立て、山北町農林課に「協力協約」の申請手続きを行ったところ、事業着手を令和5年の「10月中旬以降」まで待つようにストップがかかった。</p> <p>「協力協約」は県の補助制度であるが、申請受け付けは市町村が窓口となっている。町農林課の説明によると、市町村は令和5年6月10日までに「年度計画」を県に提出し、その後県から事業の承認を得た上で、事業者から補助金の申請を受け付ける。山北町の場合、申請受け付けの時期は「目安として10月中旬以降」（町農林課）となり、森林整備を始められるのはそれ以降になるという。だが、事業自体は令和5年度内に完了させなければならないため、同年度に森林で作業ができるのは実質5か月弱になってしまう。補助金交付決定前の事業着手が認められていない理由は、県の補助金交付規則に規定されているためとの説明だった。</p> <p>しかし、もう一方の「造林補助」の場合、事業着手の時期に特段の規制はなく、事業完了後、</p>			

令和6年2月末までに補助金の交付申請をすれば補助金を受け取ることができる。つまり補助金の「事後申請」方式で、交付決定前の事業着手が認められ、「協力協約」との間でダブルスタンダードとも言える状況が続いている。

林業は全産業の中で最も労災発生率が高く、天候や機械の故障なども考慮すると、安全に作業を進めるには工期に余裕を持つのが肝要であり、「造林補助」はこういった林業現場の特性を考慮した制度設計と言える。だが、「協力協約」の場合は、県と市町村の事務手続きを優先させ、林業現場に負担を強いる状況が生じている。

「協力協約」の制度運用に当たって、陳情者が県水源環境保全課に対し森林整備の事業着手を「10月中旬以降」まで待たなければならないのは「遅すぎる」と伝えると『県協力協約推進事業実施要綱』には県と市町村とのやり取りは記載されているが、対森林所有者、対事業者に関する決めごとは書かれていない。町に相談してほしい」との回答だった。一方の山北町農林課に同様の質問をすると「県の補助金交付規則で事前着手は認められていない。（意見があるなら）県に言ってください」といった対応で、県と町で責任転嫁をし合う始末だった。

この問題を解消するには「県協力協約推進事業実施要綱」に補助金の「事後申請」を認める記述を加える改定が必要であると考えます。「協力協約」はいわゆる「県単事業」だが、他県では「事後申請」方式を認めている自治体もある。例えば、森林率が全国1位の高知県の場合「高知県緊急間伐総合支援事業」も「県単事業」だが、森林整備完了後の補助金申請を認めている。また、神奈川県よりも森林面積が小さい東京都でも「事後申請」方式をとっている。

以上のことから、神奈川県は森林行政も行政間の事務手続きを優先させる補助制度の運用を見直し、林業従事者目線に立った制度の運用となるように改善を求める。

人口減少が深刻な神奈川県の中山間地域で、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々も「共に生きられる」制度運用になるよう早急な対応を取っていただきたく、今回の陳情に至った。

陳情番号	13	付議年月日	5.9.21
件名	「県民を裏切り」知事職に汚点を刻む黒岩祐治氏の退任にむけ県議会は辞職勧告議決など必要にして有効な措置をとることを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市港北区日吉本町3-28-35-105 渡辺 顕 治		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>黒岩祐治氏の「醜聞」は黒岩氏が認めた時点で知事選の候補者辞退に値した。しかるに、黒岩氏は候補も下りず、その後、知事職就任の辞退も行わず、知事職に汚点を刻みつつけている。である以上、県議会が一刻も早く黒岩知事へ辞職勧告など退陣に向け適切有効な手続きをとることを求める。</p> <p>2 陳情の趣旨と理由</p> <p>知事という公職に立つ方（公人）の評価は、政策とともに人ひとり一人の人格の尊厳を尊ぶ人権感覚が問われることは、民主政治において不可欠です。また、公人といえども私生活の自由（プライバシー）があり、守られることは当然です。しかし、プライバシーの擁護は、そのことにおいてハラスメントや性加害など人権否定の行為が守られることとは断じて同じではありません。公人、また、公人として選ばれようとする方々のプライバシーには人権にそむかぬ厳しい基準が求められます。公人公職に対する一般国民の信頼の根拠となるものです。その点の疑義や逸脱は、過去現在を問わず公人、公職者としてとどまるにふさわしいものか否か問い直されなければなりません。</p> <p>二元代表制のもとで知事の非行が明らかになった時、議会はこれをただし、県民の県政に対する信頼と知事職の名誉を回復する責任を負うものです。この視点から見ると、神奈川県政の現状は異様な関係が進行していると判断せざるを得ません。それは、先の県知事選挙前に「週刊文春」（23.4.5.付）によって明らかにされた県知事の「醜聞」（非行）が議会においても未だただされていないことです。</p> <p>今回明らかにされた黒岩氏の行為は知事職に求められる人権尊重のモラルに不適切なものでした。注目できる反応は二つです。一つは黒岩氏本人のもの。黒岩氏は、その時点で記事を「事実無根」と否定したり、「保留」したり、「言い訳」することなくむしろ丸ごと認めました。もう一つは県民の反応です。記事が明るみに出てから5日後に行われた県知事選挙でかつてない21万2482票という「無効票」です。無効票は白票だけでなく「他事記載」をふくみます。圧倒的に黒岩氏が知事（候補）にふさわしくないとする県民の爆発的な声（恥を知れ!）の噴出でした。</p> <p>具体的に「醜聞」とはなにか？</p> <p>黒岩氏が初めて知事に立候補に至るまでの11年間の私生活の問題です。婚姻外の対象者（女性）との関係です。多様性の認められる愛の一つのかたちであったのでしょうか。シンプルにいつて否です。不適切な関係が11年、それが〈あたりまえ〉の生活になっていました。今時分公人として私人としても認められない逸脱行動です。しかもその関係は平等ではなく、黒岩氏が相手方の女性に大量の卑わいメールを送り付けるなど破廉恥にしてセクシャルハラスメントに等しい行いがおこなわれていました。また、重ねて特記されるべきは黒岩氏はアダルトビデオ（わいせつビデオ）の愛好者というより消費者・浪費者であったことです。アダルトビデオの制作撮影の現場は少なからず女性蔑視と性搾取の現場です。マスコミ人であった黒岩氏は知らなかったとはいえませんが、にもかかわらずその「作品」を買いあさり、相方の女性との享楽消費の生活にふけていた。社会的性加害への加担です。マスコミ人としても失格だったといわなくてはなりません。</p>			

知事に立候補するという時点で11年間続いた関係を清算しています。みずからの「出世」のためには、知られると不利になると判断されたのでしょうか。古典的な〈男〉の保身行為です。

これらが明らかにされた時点で、県民の「批判」が爆発したのです。

公人といえども人権にかかわる誤りを犯すことがあります。犯した過去を持つことがあります。その場合、どれだけ誠実に誤りの事実に向かい合い、総括し、同じ誤りをくり返さない認識とモラルを確立しているかが問われます。最悪なことは、誤りが事実として認められず、正しく総括もされず、素知らぬかたちで繰り返されることです。

黒岩氏はどう対処し、どう総括したのでしょうか。

6月の県議会では県民への「謝罪」を言明しました。「県民に不快な思いを与えた」こと、「県民から寄せられた信頼を裏切ってしまった」ことを「認識」として表明（大山奈々子県議の文書質問への文書回答）しています。これは重要なことです。「謝罪」が口先ではない公式のものになったのです。しかし、それでことは一件落着とはいきません。黒岩氏が、「認識」し「謝罪」しなくてはならないことは、県民の「不快」や「裏切り」に対してはもちろんですが、根本的には県民の「不快」の内容であり、「裏切り」の性格です。それを生み出した黒岩氏の行為の全体を認識し謝罪することです。黒岩氏はそれに欠けています。婚姻外者、婚姻者との関係における行為がそれぞれ的人間的尊厳をないがしろにする行為であったこと、アダルトビデオへのたん溺はそのことにおいて女性の性搾取に加担する私的加害行為であったとともに社会的加害であったこと、こうした行為が社会制度に与えた影響について反省がありません。黒岩氏が、何食わぬ顔でニュースキャスターを続けることもできたし、一度ならず二度三度の知事候補に立つこともできたのも実はこの認識と謝罪を欠いたが故ではなかったかの疑問がわいてきます。

黒岩氏は3期12年、知事として振舞いました。この間の県政の評価は別途におこなわれなくてはなりません。しかし、社会的存在として知事の人格像に《隠された泥》を塗り込む12年であったことは消すことができない汚点です。県民の黒岩氏によせた信頼を裏切った行為は、県民の信頼にとどまらず県政（知事職のモラル＝人格像を含む）という制度を損なう行為でもあったのです。それは決して《プライバシーの自由》の範囲だとして認容擁護出来るものではありません。黒岩氏の知事としての公的資格の如何が問われる事柄です。

黒岩氏は、知事職をまっとうすることで信頼を取り戻したいといいます。「過去は問わない」。これは教育の方法として美しい。しかし、そのことは、県民を裏切り、不快を喚起させ、知事職の人格像を汚した行為全体を後景においていいものではありません。ましてや根本的反省を明確にすることを回避していいということではありません。今、それをただすことなく知事職にとどまり続けることは、知事職に刻まれた汚点のあらたな継続の行為であり、県民への裏切りのあらたな始まりです。

人権じゅうりんの隠ぺいと保身、裏切りは、知事職のモラルと一致しません。

黒岩氏は知事職を辞し、一市民から再起すべきです。

黒岩氏ご本人が自己決定権を発揮し退職辞任を決心しない、あるいは、県議会の支持なくして決定できない状態にある限り、二元代表制の原理にもとづき県議会が議会の名誉と責任において、知事職を汚す黒岩氏の知事職解任にむけて適切な手続きに入ることを陳情いたします。